## 恵庭市中小企業振興審議会(平成28年度第2回) 恵庭市中小企業振興審議会基本計画推進管理専門部会(平成28年度第5回) 合同会議

平成29年2月2日(木) 14時00分~16時00分 恵庭市民会館 大会議室

次 第

- 1. 開 会
- 2. 委 嘱
- 3. 市長挨拶
- 4. 中小企業振興基本条例の改正結果について
- 5. 議事
- (1) 審議会会長・副会長、専門部会部会長・副部会長選出
- 6. 報 告
- (1) 今後のスケジュール及び事業アイディアの反映状況について
- (2)経営改善実態調査の結果について
- (3) 創業支援事業計画について
- 7. その他
- 8. 閉 会

恵庭市中小企業振興基本条例「キャッチフレーズ」

「ゆたかさを描く恵庭のまちづくり」(一般公募優秀作品)

(八京義一さん/島松本町在住)

#### ○恵庭市中小企業振興基本条例

平成25年3月25日

条例第14号

恵庭市は、秀峰恵庭岳の裾野にあり、自然豊かな森林地帯から湧き出る清水は漁川となって流れ下り、肥沃な大地を築き、ここに明治初頭から先人たちの手で始まった稲作や酪農が根付き、農業が基幹産業として発展しました。

その後、急速に進む国の工業開発の潮流と相まって、工業や商業の集積が進み、産業の中 核を担うようになりました。さらに、高い評価を得ている「花のまちづくり」は、地域経済 に様々な効果をもたらしています。

こうした本市の経済を支え続けてきた産業のほとんどは、中小企業で構成されており、中 小企業は本市の経済活動の礎として、雇用を創出し、市民の暮らしになくてはならない存在 になっています。

しかしながら、近年の少子高齢化の進行、人口減少及び経済のグローバル化等の社会構造の変化により、中小企業の経営環境は厳しい状況にあります。

このような中、中小企業はその多様性を生かし、変化する経済環境に適応していかなければなりません。そのためには、中小企業自らが、創意工夫により経営の安定のための努力を行うことが重要であり、また、市民も中小企業振興が本市の経済発展に欠かせないものであるということを認識し、企業、市及び市民がそれぞれの果たすべき役割を踏まえ、連携して中小企業を元気にする必要があります。

ここに、企業、市及び市民の役割を明確にし、中小企業振興を図ることにより、豊かで住 みやすいまちをつくるため、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、中小企業振興に関し、その基本となる事項を定めるとともに、市、中 小企業者等、大企業者及び市民の役割を明らかにすることにより、中小企業振興に関する 施策を総合的に推進し、もって地域経済の発展及び市民生活の向上に寄与することを目的 とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
  - (1) 中小企業者 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号に定めるもの をいう。

- (2) 中小企業者等 中小企業者、事業協同組合、企業組合その他これらに類する中小企業者を構成員とする団体をいう。
- (3) 大企業者 中小企業者以外の会社及び個人であって、事業を営むものをいう。 (基本理念)
- 第3条 中小企業振興は、中小企業者等の創意工夫と自主的な努力を尊重し、地域の特性を 生かした総合的な施策を、国、北海道及びその他の機関の協力を得ながら、市、企業、関 係する団体及び市民が一体となって推進されなければならない。

(市の役割)

- 第4条 市は、前条に定める基本理念にのっとり、中小企業振興に関する施策を策定及び実施するものとする。
- 2 前項において、市は、中小企業者等の意見を聴き、適切に反映するよう努めるものとする。
- 3 市は、中小企業振興に関する施策の策定及び実施に当たっては、国、北海道、中小企業 に関する団体、研究機関及び市民と連携を図るよう努めるものとする。

(中小企業者等の努力)

- 第5条 中小企業者等は、経済的社会的環境の変化に対応して、経営の革新、経営基盤の強 化等に自主的に努めるものとする。
- 2 中小企業者等は、市が実施する中小企業振興に関する施策に協力するよう努めるものと する。
- 3 中小企業者等は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、市民の要望に 応え、かつ、市民に信頼され、暮らしやすい地域社会の実現に貢献するよう努めるものと する。
- 4 中小企業者等は、地域において生産、製造又は加工された産品を取り扱い、地域で提供される商品及びサービスを積極的に活用するよう努めるものとする。

(大企業者の役割)

- 第6条 大企業者は、事業活動を行うに当たっては、地域社会を構成する一員としての社会 的責任を自覚するとともに、中小企業者等との連携及び協力に努めるものとする。
- 2 大企業者は、中小企業振興が本市経済の発展において果たす役割の重要性を理解し、市 が実施する中小企業振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。
- 3 大企業者は、地域において生産、製造又は加工された産品を取り扱い、地域で提供される商品及びサービスを積極的に活用するよう努めるものとする。

(市民の理解と協力)

第7条 市民は、中小企業振興が市民生活の向上に果たす役割の重要性を理解し、地域において生産、製造又は加工された産品を消費し、地域で提供される商品及びサービスを積極的に利用するなど、中小企業の健全な成長発展に協力するよう努めるものとする。

(審議会の設置)

第8条 この条例の適正な運営を図るため、市長の諮問機関として、恵庭市中小企業振興審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(委員)

- 第9条 審議会は、市長が任命する13名以内の委員をもって組織する。
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

- 第10条 審議会に会長及び副会長を各1名置き、委員の互選により選出する。
- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第11条 審議会は、会長が招集する。
- 2 審議会は、委員の過半数の出席で成立し、議事は出席議員の過半数で決する。ただし、 可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、審議会の会議に委員以外の者の出席を求め、その 意見又は説明を聴くことができる。

(専門部会の設置)

- 第11条の2 市長は、専門事項を審議させるため、審議会に専門部会を置くことができる。
- 2 専門部会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(庶務)

第12条 審議会の庶務は、経済部において処理する。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(恵庭市中小企業等振興条例の一部改正)

2 恵庭市中小企業等振興条例(昭和54年条例第28号)の一部を次のように改正する。 〔次のよう〕略

#### (経過措置)

- 3 この条例の施行の際現に改正前の恵庭市中小企業等振興条例(以下「改正前の条例」という。)第16条の規定による恵庭市商工業振興協議会については、第8条の規定による恵庭市中小企業振興審議会とし、同一性をもって存続するものとする。
- 4 この条例の施行の際現に改正前の条例第17条の規定により恵庭市商工業振興協議会委員に委嘱されている者については、第9条の規定による恵庭市中小企業振興審議会委員に委嘱された者とみなし、その任期は、同条第2項本文の規定にかかわらず、平成26年3月31日までとする。

恵庭市中小企業振興審議会専門部会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、恵庭市中小企業振興基本条例(平成25年条例第14号)第11条 の2の規定に基づき、恵庭市中小企業振興審議会専門部会(以下「専門部会」という。) の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 専門部会は、恵庭市中小企業振興審議会(以下「審議会」という。)から付託された事項を審議し、その結果を審議会に報告するものとする。

(組織)

- 第3条 専門部会の委員は、15名以内とする。
- 2 専門委員の委員は、学識経験を有する者のうちから市長が選任する。

(任期)

- 第4条 専門部会の委員の任期は、2年以内とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者 の残任期間とする。
- 2 専門部会の委員は、再任されることができる。

(部会長及び副部会長)

- 第5条 専門部会に部会長及び副部会長を置く。
- 2 部会長及び副部会長は、第3条第2項の規定により選任された委員の互選により選出する。
- 3 部会長は、専門部会を代表し、会務を総理する。
- 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 専門部会の会議は、部会長が招集する。
- 2 専門部会は委員の過半数の出席で成立し、議事は出席議員の過半数で決する。ただし、 可否同数のときは、部会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 専門部会の庶務は、経済部商工労働課において行う。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、専門部会に関し必要な事項は、部会長が専門部会に諮って定める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

#### 中小企業振興審議会及び専門部会(協議会) H29年度の年間スケジュール

#### 1年間のサイクル

										^						
		H29.1	H29.2	H29.3	H29.4	H29.5	H29.6	H29.7	H29.8	H29.9	H29.10	H29.11	H29.12	H30.1	H30.2	H30.3
審議会	中小企業振興審議会 (推進管理報告)		H28第2回審議会 ▶						第1回審議会							
専門	·委員委嘱 · 今後のスケジュール説明		H28第1回 専門部会 ※審議会と併せ で開催													
部会(協議会	・H28年度事業検証 ・協議会検討結果に係る H29年度予算要求結果				第1回専門部会											
N )	H30年度具体的施策の ためのアイディア検討及 び意見集約						第2回専門部会	第3回専門部会								
	事務局準備事項	・第5回開催案内		・H28年度事業 シート作成 ・H29年度各基本 戦略事業予算資 料作成	·第1回開催案内 ·資料送付 ·意見集約 ·配布	·第2回開催案内 ·資料送付 ·意見集約 ·配布	·第3回開催案内 ·資料送付 ·意見集約 ·配布								・第3回開催案内	·H29年度事業シー ト作成 ·H30年度各基本 戦略事業予算資 料作成
市(事務局)	H30年度事業分 政策的経費要求								積算 ◆ 要望調査 ◆	ヒアリング						
	H30年度事業分 通常予算要求										積算	査定	•			

#### \* 今後の協議会の活動\*

活動回数	原則年3回
活動内容	基本計画に記載されているように、計画の推進管理及び、施策検討のためのアイディア出し
協議会としての立場	中小企業振興審議会の専門部会とする予定(議会承認事項)

※2年に1度委員改選(H29.12月予定)

#### 平成28年度

### 恵庭市中小企業経営改善調査報告書(概要版)

#### (1) アンケート調査の目的

本調査は、恵庭市に事業所を置く中小企業の事業承継など、経営上の課題解決を把握し、中小企業基本計画の基本戦略による施策の方向性を検討するため、経営改善調査を実施するものである。

#### (2)調査対象

恵庭市内に事業所を置く企業1653社が対象。

#### (3)調査方法

調査方法は、郵送にてアンケート調査票を送付。アンケート調査票が投函期限までに返送しなかった企業に対しては、電話や訪問等によりアンケート調査票の回収に努めた。なお、事業承継に関して、アンケートにおいて「廃業」「譲渡」と回答した企業に対して電話によるヒアリング調査を行った。

#### (4)調査票の回収状況

発送件数 1653件

返送件数 108件(郵送物が届かない、営業していない先等)

有効発送件数 1 5 4 5 件 回収件数 3 9 8 件 回収率 2 5 7 %

#### (5)調査結果の概要

#### (1)企業概要

本アンケート調査では 391 社から回答を得た。回答企業の業種はサービス業、流通・商業、建設業、製造業、その他の順で回答割合が高く、恵庭市の産業構造に相関した回答割合となった。創業 3 0 年以上で、小規模な事業所の割合が高く、代表者の年齢に高齢化の傾向がみられる。また、特徴としては、小規模な事業所の従業員は女性が多い傾向がみられる。

#### (2) 業況について

業況については、業種別にみると、全ての業種で横ばいが最も多いが、売上が上昇した企業と下降した企業の割合を比較すると建設業は上昇した企業が、その他の業種は逆に下降した企業が多い。総じて、全体的に売上動向が横ばい、あるいは下降傾向にある。また、経営上の課題を業種別にみると建設業において、人材不足と回答している企業が著しく多い傾向にある。

#### (3)取引の状況について

取引の状況については、全体的に市内からの仕入と市内への販売状況は変わらない企業が多い。また、業種別の特徴としては、サービス業は、市内企業からの仕入が減少している一方で、市内企業への販売が増加した企業が多い傾向にある。また、市内企業と取引を増やしたいという企業が多く、そのためには、恵庭市内の企業同士が知り合う機会が必要という意向が高い傾向にある。

#### (4)-1経営の今後について(事業承継)

5年後の事業展開については、全体の6割が現状維持と回答している。事業承継については、サービス業の5割が現時点で事業承継を考えておらず、代表者の年齢が低いほど、その割合が高い傾向にある。また、事業を承継する際の課題としては、後継者不足や後継者の人材育成という傾向がみられる。

#### (4)-2事業承継ヒアリング調査について

廃業・譲渡と回答した企業へのヒアリング調査からは、5年以内に廃業を考えている 事業主が約50%と高い割合となっている。廃業・譲渡の理由として、事業主自身の高 齢化などが多い一方、店舗譲渡の希望は低い傾向にある。また、店舗は自社物件が多 く、廃業後は自宅として使用する傾向が高い。

#### (5)人材確保について

人材の確保については、「当面は人手が足りている」企業が約半数である。今後増やしたい人材としては、女性を挙げる企業が多い傾向にある。また、人材確保に対して希望する取組みとしては、「市民への企業 PR イベントの実施」が多く、自社をもっと市民に周知したい意向が窺える。

#### (6)持続可能な生産・経営基盤の確立について

持続的な生産・経営基盤の確立について、経営を安定させるために必要な市の取組みとしては、資金繰り支援や相談体制強化などのほか、各種制度に関するセミナーや経営相談の実施など多岐にわたるものが高い割合となっており、事業主の個別のニーズに合わせた支援が求められている。

#### (7)発展的な取組みについて

経営をさらに発展させるために市に必要なことは、「企業連携の促進」、「恵庭市の知名度向上」、「企業誘致の促進」との回答が多い。

#### (8)平成26年度中小企業実態調査との比較

平成 26 年度中小企業実態調査との比較から、特に建設業と製造業は「下降」から「横ばい」に転じている企業が多い傾向にある。売上増加の要因としては建設業では「顧客数や販路拡大」、製造業では「新商品や新サービスの開発」が多い。一方、売上減少の要因は、「公共事業の減少」や「競合店の出店」などの環境の変化が推察される。総じて、全体的に下げ止まりの傾向がみられ、経営状況がほぼ横ばいの企業が多数を占めている。

# 恵庭市で



起業希望者・起業者

起業に関する窓口を設置しました。 お気軽にご相談ください!



起業ネットワーク恵庭

(認定連携創業支援業者)

起業のノウハウを学ぶセミナー (起業塾)を受講できます 仲間づくりも!!

> 市内金融機関 (連携機関)

融資の相談ができます

起業に関するすべての相談ができます

恵庭市

- 〇ワンストップ相談窓口
- 〇補助金の交付、融資制度
- ○起業支援に関する情報提供

市役所



恵庭商工会議所 (認定連携創業支援業者)

事業計画や経営の相談ができます



連絡調整 会議

関係機関で情報を共有して 最適な支援を提供していきます 協力·支援機関 (連携機関)

専門家のアドバイスを受けられます

恵庭市では、起業を目指す方、起業して間もない方への支援を強化するため、国から平成28年12月26日「創業支援事業計画」の認定を受けました。 恵庭市役所に相談窓口を設置し、関係機関と連携して支援していきます。

## 相談窓口

恵庭市役所 経済部商工労働課 電話番号:0123-33-3131(内線3331、3332)

メールアドレス: shoukouroudou@city.eniwa.hokkaido.jp

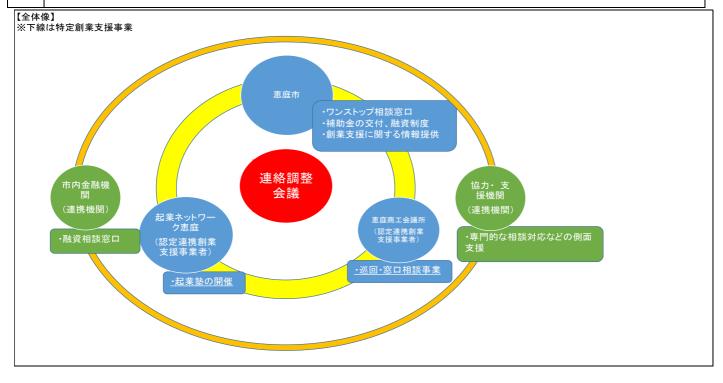
## 関係機関連絡先一覧

関係機関名	連絡先
恵庭市役所経済部商工労働課	電話番号: 0123-33-3131
	(内線 3331、3332)
	メールアドレス:
	shoukouroudou@city.eniwa.hokkaido.jp
恵庭商工会議所	電話番号: 0123-34-1111
	メールアドレス:
	eniwacci@eniwa-cci.or.jp
起業ネットワーク恵庭	まずは市にお問い合わせください。
	恵庭市役所経済部商工労働課
	電話番号: 0123-33-3131
	(内線 3331、3332)
	メールアドレス:
	shoukouroudou@city.eniwa.hokkaido.jp
○市内金融機関	
北洋銀行 恵庭中央支店	電話番号: 0123-33-3111
北洋銀行 恵み野出張所	電話番号: 0123-36-2111
北海道銀行 恵庭支店	電話番号: 0123-32-4131
北海道銀行 恵み野出張所	電話番号: 0123-37-1611
札幌信用金庫 恵庭支店	電話番号: 0123-32-2165
札幌信用金庫 島松支店	電話番号: 0123-36-8014
札幌信用金庫 恵み野支店	電話番号: 0123-36-5101
北央信用組合 恵庭支店	電話番号: 0123-32-2116
北央信用組合 有明支店	電話番号: 0123-33-2118
○協力・支援機関	
恵庭リサーチ・ビジネスパーク	電話番号: 0123-36-3113
株式会社	
北海道よろず支援拠点	電話番号: 011-232-2407
	メールアドレス:soudan@hsc.or.jp
公益財団法人 道央産業振興財団	電話番号: 0144-51-2770
	メールアドレス:
	dohgi@ains.tomakomai.or.jp
北海道事業引継ぎ支援センター	電話番号: 011-222-3111
日本政策金融公庫札幌支店	電話番号: 011-231-9132

## 恵庭市創業支援事業計画

市区町村	恵庭市							
認定連携	恵庭商工会議所、起業ネットワーク恵庭							
創業支援								
事業者								
概要	恵庭市においては、これまで創業に関する支援として市が行う補助制度、融資制度、恵庭商工会議所による相談、起業ネットワーク恵庭等を中心とする起業塾など様々な支援を行っていたが、それぞれの機関による対応だった。本計画により、連絡調整会議を組織し、関係機関の連携を強化することで、年間10件の創業の実現を目指す。 平成28年~32年にかけて、創業希望者に対して、窓口相談、創業に関するセミナー等を実施する。							
年間目標数	創業支援者数:72件 創業者数:25件(実数10件)							

相談受付から創業後のフォローアップまで関係機関と連携して創業希望者を支援します。 【恵庭市】 【恵庭市】 【恵庭商工会議所】 〇起業者支援事 〇相談窓口の 特 ○巡回・窓口相談指導の実施 設置 関係者に (起業に係わる補 徴 助金の交付) 創 よる連絡 ・支援策の 情報提供 調整会議 〇起業家育成資 【起業ネットワーク恵庭】 金融資制度 ·専門家、相談 において (新規開業者の開 機関の紹介 ○創業に関するセミナー(起業塾など)の 業に係る運転資 情報共有 実施 業 金、設備資金の ・ビジネスモデルの構築手法の紹介 ・各関係機関と 調達を支援) 及びフォ ・売れる商品・サービスの作り方、価格 の調整 の設定と販売方法の紹介 ローアップ 【金融機関】 資金調達方法の紹介 など 〇起業家育成資金 融資の相談対応



#### 別表1-1(ワンストップ相談窓口)【新規】

市町村が実施する創業支援事業(恵庭市)

#### 創業支援事業の目標

#### (目標の根拠)

- ・これまで市役所内には創業に関する専用の相談窓口は設けておらず、市内における創業に関する相談については、恵庭商工会議所が窓口となっていた。
- ・昨年度、恵庭商工会議所の相談窓口に寄せられた起業・創業に関する相談は合計18者(延べ36件、創業後の創業融資相談を含む)であり、うち創業前であった8者については全て開業に至っている。
- ・本計画に基づき、体制を強化するとともに、関係機関の連携により市内一体となった 相談窓口体制を推進し、恵庭市に本窓口を新たに設置することにより、恵庭市全体で これまでの相談件数の増加が見込まれ、そのうちの一定数が当該窓口へとシフトする ことが見込まれることから、創業支援対象者は昨年度の相談件数(創業後の相談を含 む)と同数の18件を目標とする。
- ・創業者についても、昨年度と同数の8件とする。(目標数)
- ·創業支援対象者数18件 創業者数8件

#### 創業支援事業の内容及び実施方法

#### (1) 創業支援事業の内容

#### 〈ワンストップ相談窓口〉【新規】

- ・市役所内に創業支援のワンストップ相談窓口を設け、商工会議所、起業ネットワーク恵庭(※)、金融機関(北洋銀行、北海道銀行、札幌信用金庫、北央信用組合)等と連携し、創業時の課題の解決に向けた支援を行う。
  - ※起業ネットワーク恵庭:過去の起業塾の参加者が立ち上げた市民団体であり、 構成員は、起業した会社社長などである。
- ・ワンストップ窓口は、恵庭市経済部商工労働課の職員2名を市の窓口に配置し、 相談対応を行う。
- ・ワンストップ窓口では、市、道、国の支援施策一覧を作成し紹介できるようにするとともに、市内で創業支援を行っている支援機関をまとめ、支援機関を紹介できるようにする(情報についてはHPでも公開する。)。
- ・また、相談者の相談内容に応じた支援を行うため、相談者が必要とする支援の内容を判断し、恵庭商工会議所において行っている巡回・窓口相談指導等の紹介を 行う。
- ・創業支援のサイトを市HPに立ち上げ、施策一覧、支援機関一覧を掲載するとと もに、相談も受け付け、適宜専門家から回答することとする。

#### <創業に必要な要素と各連携機関が担う役割>

- ・創業に必要となる要素別の各連携機関の役割(それぞれ相談者の相談内容に合せ 適宜対応)は以下とする。
  - 1. ターゲット市場の見つけ方
    - ・起業ネットワーク恵庭が創業に係るセミナー等において、講師・関係機関と連携し、ターゲット市場の考え方を紹介する。
  - 2. ビジネスモデルの構築の仕方
    - ・起業ネットワーク恵庭が創業に係るセミナー等において、講師・関係機関と 連携しビジネスモデル構築の手法を紹介する
    - ・恵庭商工会議所が行う空き店舗紹介等によりオフィス情報の提供を行うこと で採算のとれるビジネスモデルの構築を支援する。
  - 3. 売れる商品・サービスの作り方

- ・恵庭市、恵庭商工会議所が連携してアドバイスを行う。必要に応じ、関係機関の専門家派遣事業を活用した支援を実施する。
- ・恵庭市が事務局を担う恵庭市農商工等連携推進ネットワークの紹介などをとおして、事業者連携のためのマッチング支援を行う。
- ・起業ネットワーク恵庭が創業に係るセミナー等において、講師・関係機関と連携し売れる商品・サービスの作り方の手法を紹介する。

#### 4. 適正な価格の効果的な設定と販売方法について

・起業ネットワーク恵庭が創業に係るセミナー等において、講師・関係機関と連携し価格の設定と販売方法の手法を紹介する。

#### 5. 資金調達

- ・恵庭市や恵庭商工会議所が連携してアドバイスを行う。必要に応じ、地域金融機関、日本政策金融公庫や信用保証協会とも連携して支援する。
- ・恵庭市の融資制度に基づき、市内の金融機関が融資を行う。
- ・起業ネットワーク恵庭が創業に係るセミナー等において、講師・関係機関と連携し資金調達の手法を紹介する。

#### 6. 事業計画書の作成

- ・恵庭商工会議所と関係機関が連携して、実効性の高い計画作成を支援する。
- ・起業ネットワーク恵庭が創業に係るセミナー等において、講師・関係機関と連携し事業計画書の作成の手法を支援する。

#### 7. 許認可、手続き

- ・恵庭市や恵庭商工会議所が連携してアドバイスを行う。他の市部局(税務関係、許認可関係等)や士業等専門家とも連携する。
- 8. コア事業の事業展開の可能性や関連事業への拡大可能性
  - ・創業後の事業展開などについて、恵庭市、恵庭商工会議所、起業ネットワーク恵庭、金融機関、関係機関等が連携し継続して支援を行う。

#### 〈創業支援機関との連携〉

- ・支援を行った創業支援対象者等の情報に関して、創業支援対象者の同意を得つ つ、守秘義務に十分配慮しながら市が情報集約・一元化を図り、創業後も関係機 関が連携してフォローアップを行う。
- ・恵庭商工会議所、地域金融機関が受けた相談を相談票により、起業塾を受講した 者は受講者名簿を起業ネットワーク恵庭より提出してもらい情報を市が集約す る。
- ・必要に応じて、関係機関を集めての連絡調整会議を実施する。

#### <特定創業支援事業について>

・起業塾(別表 2-2)において、1 ヶ月以上にわたり、4 回以上、経営、財務、人材育成、販路開拓についての知識が身につく講義をそれぞれ受講し、全ての講義に出席したことが確認できる者を「特定創業支援事業」を受けた者として、恵庭市が証明書を発行する。なお、講義の一部を受講できなかった場合は、巡回・窓口相談(別表 2-1)において、受講できなかった分野のアドバイスを受けることにより補完し、証明書を発行することができる。

#### 〈各事業の共通事項〉

- ・創業支援事業計画の全体の進捗状況を市が把握することとし、創業支援対象者・ 創業者に対するアンケート調査により、常に体制を改善していくこととする。
- ・特定創業支援事業を実施し、証明書の発行を受けた創業支援対象者に対しては、 その後の創業の有無や実績報告等を電話、メールにて確認する。
- ・創業後についても、関係機関が連携してフォローアップを行うこととする。
- ・成功事例については、市のホームページに掲載するなど広く紹介する。
- ・公序良俗を害する恐れのある事業を行う創業者に対しては、創業支援サービスを 行わない。各連携機関にもこの方針を徹底する。

#### (2) 創業支援事業の実施方法

- ・恵庭市経済部商工労働課に、担当者2名を配属し、関係機関と連携したワンストップ窓口を設置する。また、関係機関とも連携のうえ、窓口設置のパンフレットを作り、連携機関の窓口にそれぞれ配架し幅広く、創業者の目に届くようにする。加えて、恵庭市の広報、ホームページにおいても、相談窓口設置を広くPRしていくこととする。
- ・支援にあたっては、市の窓口で受け付けている廃業の相談とも連携することと し、廃業者と開業者のマッチングを行うことによって、円滑な第二創業の促進を 行う。
- ・支援を行った創業支援対象者等の情報に対しては、創業支援対象者の同意を得つ つ、守秘義務に十分配慮しながら市が情報集約・一元化を図り、関係機関へ情報 提供するとともに関係機関から情報の提供を受け、共有を図る。
- ・恵庭商工会議所、地域金融機関が受けた相談を相談票により、起業塾を受講した 者は受講者名簿を起業ネットワーク恵庭より提出してもらい情報を市が集約する。
- ・必要に応じて、関係機関を集めての連絡調整会議を実施する。

#### 計画期間

#### 別表1-2 (起業者支援事業(補助金の交付)) 【既存】

市町村が実施する創業支援事業(恵庭市)

#### 創業支援事業の目標

#### (目標の根拠)

- ・恵庭市では、起業・創業を支援するため、新規に起業・創業した者に対し補助金を交付しており、昨年度の利用実績は5件であり、いずれも創業に至っている。
- ・予算の関係上からも5件の目標数値は変わらないが、起業する者にとって利用しやすい制度を模索していくこととし、創業支援対象者は5件を目標とする。なお、新規開業者向けの補助制度であることから、創業者創出数も5件を目標とする。

#### (目標数)

· 創業支援対象者数: 5件 創業者数: 5件

#### 創業支援事業の内容及び実施方法

- (1) 創業支援事業の内容 〈起業者支援事業〉 【既存】
- ・本制度は、恵庭市内において新たに出店する事業者に対して、家賃、店舗取得や起業に係る経費の一部を補助することにより起業者の支援を行うことを目的とする。

#### <補助対象者・補助要件等>

- ・恵庭市内において新たに出店する等一定の要件を備えている者に対して、店舗取得費、家賃、店舗改修費等の補助対象経費の2分の1について、50万円を上限として補助する。
- ・その他詳細については、「恵庭市起業支援事業補助要綱」の規定による。

#### (2) 創業支援事業の実施方法

- ・当該制度については、恵庭市ホームページで公開しており、制度の周知に努めているが、今後、本計画の実施により各創業支援機関における情報共有を強化する。
- ・恵庭市、恵庭商工会議所などの窓口での相談の際に制度の周知を行う。
- ・要件を満たす場合は申請を受け付けることとし、対象期間の対象経費を対象として補助金を交付する。
- ・開業後の実績などは実績報告により把握し、関係機関と連携しフォローアップを行うこととする。

#### 計画期間

#### 別表 1-3 (起業家育成資金融資制度) 【既存】

市町村が実施する創業支援事業(恵庭市)

#### 創業支援事業の目標

#### (目標の根拠)

- ・恵庭市では、新規開業者を支援するため、起業家育成資金という融資制度を運用して いる。
- ・昨年度の利用実績は0件、一昨年度の利用実績は1件であった。
- ・本融資制度については、今後、本計画の実施により金融機関を中心として関係機関への情報共有を強化する。これにより、年間1件の利用実績を目標とする。なお、新規開業者向けの融資制度であることから、創業者創出の目標も同じ件数とする。

#### (目標数)

• 創業支援対象者数: 1件 創業者数: 1件

#### 創業支援事業の内容及び実施方法

- (1) 創業支援事業の内容 〈起業家育成資金融資制度〉【既存】
  - ・恵庭市では、新規開業者が当該開業に係る運転資金又は設備資金の調達を目的に市内 金融機関から融資を受ける場合は、低金利で当該融資を受けることができるように、 融資金額を恵庭市が当該金融機関に無利子で預託する方法により、起業家育成資金融 資制度を運営している。
  - ・要件等については、「恵庭市中小企業等振興融資規則」の規定による。
- (2) 創業支援事業の実施方法
  - ・当該制度については、恵庭市ホームページで公開しているほか、恵庭商工会議所、金融機関に制度を周知し、開業を検討している者に制度が伝わるよう周知に努めているが、今後、本計画の実施により各関係機関における情報共有を強化する。
  - ・恵庭市、恵庭商工会議所、金融機関等の窓口における開業資金に関する相談に対して、それぞれの担当者が本制度の利用を勧める。
  - ・地域金融機関が受けた相談内容を相談票を作成し、恵庭市へ提出する。

#### 計画期間

#### 別表 2 - 1 (巡回·窓口相談事業) 【既存·特定創業支援事業】

市町村以外の者が実施する創業支援事業

#### 実施する者の概要

- (1)氏名又は名称
  - 恵庭商工会議所
- (2) 住所
  - 北海道恵庭市京町80番地
- (3)代表者の氏名 会頭 中泉 澄男
- (4) 連絡先

TEL:0123-34-1111 FAX:0123-34-0133 担当者:新田 晃士

#### 創業支援事業の目標

#### (目標の根拠)

- ・昨年度、恵庭商工会議所の相談窓口に寄せられた創業に関する相談件数は18者(延べ36件、創業後の創業融資相談を含む)であり、うち創業前であった8者については全て開業に至っている。なお、窓口相談対応後の巡回指導については5件となっている。
- ・本計画に基づき、体制を強化するとともに、関係機関の連携により市内一体となった相談窓口体制を推進し、市にワンストップ窓口を新たに設置することとしており、これまでの相談件数の増加が見込まれ、そのうちの一定程度が当該窓口へとシフトすることが見込まれることから、創業支援対象者は昨年度の相談件数(創業後の相談を含む)と同数の18件を目標とする。
  - ・創業者についても、昨年度実績の8件を目標とする。

#### (目標数)

·創業支援対象者数:18件 ·創業者数:8件

#### 創業支援事業の内容及び実施方法

#### (1) 創業支援事業の内容

#### <巡回・窓口相談事業>【既存・特定創業支援事業】

・創業を考えている方の様々な悩みを解決するためにも、準備段階から創業後にわたり継続的な支援体制を推進する。また、窓口の対応だけではなく、巡回指導によるフォローアップや各種相談に対する決め細やかな支援を実施する。

#### <特定創業支援事業>

- ・創業支援対象者が起業塾(別表2-2)の一部を受講できなかった場合に、受講できなかった分野(経営、財務、人材育成、販路開拓)について指導を受けることによって、当該講義を受講したものとみなすことができる。
- ・起業塾を受講した情報については、恵庭市が恵庭商工会議所、起業ネットワーク恵庭と 共有(受講者名簿や相談名簿を確認)したうえで、特定創業支援事業を受けたことが確 認できる場合は、恵庭市が証明書を発行する。

#### (2) 創業支援事業の実施方法

- ・恵庭商工会議所相談窓口において、創業を考えられている方の相談内容に応じた支援を 行う。内容によっては金融機関等の関係機関と連携を図りながら幅広くサポートを実施 する。また、市内一体となった支援を推進するため、創業支援に係る情報を恵庭市と共 有を図るとともに連携して支援を行う。
- ・特定創業支援事業の資格を満たした者については、氏名、住所、連絡先、相談項目を記載した名簿を市に提供する。
- ・巡回・相談窓口相談にあたっては、恵庭市より「中小企業相談業務事業補助金」として 財政支援している。

- ・事業の実施にあたっては、恵庭市でもホームページ等により広報する。
- ・恵庭商工会議所が受けた相談を相談票を作成し、恵庭市へ提出する。

#### 計画期間

#### 別表2-2(起業塾)【拡充・特定創業支援事業】

市町村以外の者が実施する創業支援事業

#### 実施する者の概要

(1) 氏名又は名称

起業ネットワーク恵庭

(2) 住所

恵庭市黄金北4丁目6-1

(3) 代表者の氏名

代表 上森 ゆう子

(4) 連絡先

TEL:0123-33-6908 FAX:0123-31-3566 担当者:上森 ゆう子

#### 創業支援事業の目標

#### (目標の根拠)

- ・創業に関するセミナー等として、起業塾を平成23年度から行っており、平成28年度で6回目となった。(起業ネットワーク恵庭が主催となってからは2回目)
- 毎年、おおむね30名程度の参加があることから、創業支援対象者を30名とする。
- ・起業塾を受講した生徒から今年度は1名開業している実績を鑑み、創業者数を創業支援 対象者数の1割に当たる3件を目標として設定する。

#### (目標数)

・創業支援対象者数:30件・創業者数:3件

#### 創業支援事業の内容及び実施方法

#### (1) 創業支援事業の内容

#### <起業塾>【拡充・特定創業支援事業】

- ・創業して間もない者やこれから創業を考えている方を対象に、実践的な講義を通して事業イメージをより具体化させ、健全なビジネスを創出するために必要なノウハウについてセミナー等を実施する。
- ・開催期間は9月~11月(予定)で全4回、1回2時間程度)で開催し、専門家などよる講義を実施する。講義のうち、経営・財務・人材育成・販路開拓の4つの知識が身につく講義を受講し、全ての講義に出席した者を「特定創業支援事業」を受けた者とする。

#### <特定創業支援事業>

・起業塾において、1ヶ月以上にわたり、4回以上、経営、財務、人材育成、販路開拓についての知識が身につく講義をそれぞれ受講し、全てを受講したことが確認できる者を「特定創業支援事業」を受けた者として、恵庭市が証明書を発行する。なお、講義の一部を受講できなかった場合は、巡回・窓口相談事業(別表2-1)において、受講できなかった分野のアドバイスを受けることにより補完することができる。

#### (2) 創業支援事業の実施方法

- ・セミナー等の内容や講師の選定、周知活動については、起業ネットワーク恵庭と市が連携して行う。
- ・特定創業支援事業の資格を満たした者については、氏名、住所、連絡先、受講内容、受 講日等を記載した名簿を市が作成する。
- ・名簿の管理については、個人情報保護法及び恵庭市個人情報保護条例を遵守する。
- ・起業塾の参加者のその後の状況や、事業実績を関係機関が集まる連絡調整会議において、情報共有し、支援が必要な創業支援者には、個別相談の実施等必要な支援を行う。
- ・起業塾を受講した者は受講者名簿を起業ネットワーク恵庭が作成し、市へ提出する。

#### 計画期間